

改定

# SQL Server ライセンスの徹底検証

賢いSQL Server 2000ユーザーになるための購入方法

秋月巖ソリューション事務所  
http://www.akizuki.co.jp/

秋月 巖 AKIZUKI, Iwao

「SQL Serverのライセンスが改定された」とはいうものの、どこが改定されて、それによってどんなメリット（あるいはデメリット）が発生するか、きちんと把握しているユーザーはどれほどいるだろうか。

本特集ではライセンスの改定と、改定にあわせてSQL Serverの価格そのものを見てゆくことにする。

なお、特集内であげているSQL Serverの価格は、あくまでも原稿執筆時点の価格であり、必ずしも同額で購入できるわけではないことに注意してほしい。

## Technology Tools

- Visual Basic .NET
- Visual C# .NET
- SQL Server 2000
- Oracle 9i
- Access 2002
- ASP.NET
- Internet Information Services
- Other:

## Level



## Samples

## SQL Server 2000の ライセンス改定

SQL Server 2000のライセンスが改定された。

ライセンスはインストール時に使用許諾によって定められるものだから、新しいライセンスに移行するためには、新しい使用許諾書を入手する必要がある。新しい使用許諾書は次のURLからダウンロードすることができる。

<http://www.microsoft.com/japan/sql/evaluation/license/changeEULA.asp>

もちろん、製品のインストール時に一度契約しているわけだから、ユーザーは必ずしも新しい契約に移行する必要はなく、自由に選択することができる。しかし、今回の改定は一方的にユーザー側に利益があると思われるので、検討に値するだろう。特に“ユーザーCAL”という新しいライセンス制度の追加は、今日のようにひとりのユーザーが複数のデバイスを持つ機会が多い時代には有効な選択だと思う。

## ■ 契約のタイミング

ところで、ライセンス契約というのは、売買契約は製品の購入時に行なわれ、使用許諾はインストール時に行なわれる。通常、製品の購入前に使用許諾書が読めることは多くないので、購入後、インストール時に使用許諾を読んで納得できない場合は、ライセンス契約を白紙に戻すことができる。しかし、寡聞にして私はそのような事例を聞かない。一度、買ってしまえば、返品を行なうのが面倒くさいような気もするし、多少ひっかかることがあっても購入者はなんとなく納得してしまうのではないだろうか。まあ、それ以前に使用許諾を読む人が少ないこともあるだろう。

たとえば、SQL Serverにはベンチマークの公開を禁止する条項がある。この条項は使用許諾書に明記されているわけだから、それを破ってベンチマークを公開した場合、使用許諾が取り消されると考えるのが妥当である。その場合、製品購入代金は返金されるのだろうか。もちろん、使用許諾で規定さ

れていないなら何をやってもいいわけではない。ソフトウェアには通常、著作権があり、使用許諾に明記がなくても著作権者の権利は保護される。使用許諾に複製の禁止とそれに対する罰則規定が記述されていなくても、違法コピーをすればそれは著作権法に違反している。

Microsoftは裁判をするのが仕事のような会社でもあるので、一企業や民間人がMicrosoftを相手に裁判をするというのは、かなりタイトなことだと思う。もっともMicrosoftがユーザーに対して、法的にあこぎな対処をしたという話は聞いたことがない。まあ、それを信じて、安心してMicrosoft製品を使うことにしよう。



今回の改定内容を説明する前に、まず簡単にSQL Serverのライセンス形態について説明しておく必要があるだろう。

SQL Serverには次の2つのライセンス形態が用意されている。

- 1：プロセッサライセンス
- 2：サーバーライセンスとクライアントアクセスライセンス（CAL）の組み合わせ

CALとはClient Access Licenceの略で、クライアントがSQL Serverにアクセスする場合に必要なライセンスのことである。

プロセッサライセンスを購入した場合、CALを購入する必要はない。使用できるユーザー数は無制限である。プロセッサの数に応じてライセンスを購入する必要がある。

だから、

- ・1プロセッサのサーバー2台にインストールする場合
- ・2プロセッサのサーバー1台にインストールする場合

この両者のライセンス料は同じである。

一方のサーバーライセンス/CALの組み合わせを選択した場合、SQL Serverを使用するためには、サーバーライセンスとCALの両方を購入する必要がある。

つまり、SQL Serverがインストールされている1台のサー

バーに5台のクライアントがアクセスする場合、1サーバーライセンスと5CALが必要になる。

サーバーライセンス/CALの組み合わせの場合、サーバーがいくつのプロセッサを搭載しているようが、1サーバーのライセンス料は1サーバー分である。

“たくさん使うユーザーにはたくさん払ってもらいたい”というのがライセンス料設定の基本である。たくさんユーザーがいるデータベースはたくさん使用している可能性が高いし、たくさんCPUを使うサーバーはたくさん使用されている可能性が高いといえる。使用量を計るものさしとして、ユーザー数とプロセッサ数を使用しているわけである。

今回の改定も、実際の使用量とライセンス料をできるだけ実的な比例関係にしたいという試みのひとつだと考えることができる。

ところで、ここで疑問が残る。ひとりあたりのユーザーの能力は今後もあまり変化はしないだろうが、プロセッサの性能は年々向上する。現時点でプロセッサライセンスとサーバー/CALライセンスの価格比を設定してしまうと、時間とともに、両者のバランスはいずれ崩れてしまわないだろうか。もっとも、プロセッサの性能がよくなれば、それに従って1トランザクションあたりの負荷も大きくなるかもしれない。



今回の改定の主な変更項目は次の2点である。

- ① マルチインスタンスや仮想マシン技術を使用時のプロセッサライセンスのカウント方法の変更
- ② ユーザー単位のクライアントライセンス制度（ユーザーCAL）の追加

#### ■ 変更点：その1

まず、①のマルチインスタンス時のライセンスのカウント方法の変更について説明しよう。

この変更はプロセッサライセンスを購入したユーザーにしか関係ないし、また、SQL Serverをマルチインスタンスや仮想マシン技術で使用しているユーザーにしか関係ないので、該当する人はあまり多くないのではないと思う。